

JGAP 総合規則【家畜・畜産物】に係る経過措置について

JGAP 総合規則【家畜・畜産物】について、2020 年末日までは、下記のとおり経過措置を設けます。

記

1. 「8.2 審査計画およびサンプリング」の(5)の「a) 団体事務局および構成農場の審査」に関する経過措置；
⇒団体認証における初回審査において、団体を構成する全ての農場が個別審査で JGAP 認証を受けている場合においては、認証機関の判断により、構成農場のサンプル審査数を 1 農場とすることができる。
2. 「11.3 審査員の登録要件」の(3)に関する経過措置；
⇒農場の審査件数を「2 件以上」とすることができる。
3. 「11.4 上級審査員の登録要件」の(1)に関する経過措置；
⇒公益社団法人中央畜産会が実施する「農場 HACCP 審査員研修」を日本 GAP 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コースと見做すことができる。
4. 「11.4 上級審査員の登録要件」の(2)に関する経過措置；
⇒農場の審査件数を「3 件以上」、団体事務局の審査件数を「1 件以上」とすることができる。
5. 「11.5 上級審査員、審査員の登録の継続」の(2)に関する経過措置；
⇒農場の審査件数を「2 件以上」、上級審査員の団体事務局の審査件数を「1 件以上」とすることができる。

以上